

第5期 雲南市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 平成27年1月22日(木) 13:30~15:30

2. 場 所 三刀屋町 三刀屋交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(35名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	16番 内部武雄	17番 柳原昌広
18番 白築 進	19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄
22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男
26番 岡田 伸	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎	

4. 欠席委員(2名) 15番 青木征温 27番 持田明典

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第45号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第47号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第48号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第50号 地籍調査による登記簿上の地目が農委である土地の地目変更に対する意見具申について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は35名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第7回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、13番松原利廣委員、14番高田耕委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について ・合意解約届出の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（無しの声あり）</p>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 「議第45号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題とします。</p>
議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第45号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況荒廃農地、面積は137㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇県〇〇市〇〇町の□□□□さん、非農地の事由は、「山尾根の頂上付近の急傾斜地にあり作道もなく相当以前から耕作しておらず</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>山林原野化しているため」ということです。平成27年1月7日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、△△委員、□□委員です。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第45号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第45号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第46号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページをご覧ください。「議第46号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計38.21㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「隣接地との境界を整備するため譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。交換の形をとっていきまして、一方は今回の5条申請で出てまいります。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、外10筆で、地目は登記簿・現況とも田が9筆、登記簿・田、現況・畑が2筆です。面積は合計5,327㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇、同一世帯の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。これまで使用貸借により耕作されていたので耕作されている実態に変わりありません。本件と申請番号4番の件は本自治会内で設立を予定されている法人に中間管理機構を通じて貸し出される予定です。譲渡人は経営移譲年金受給者で、補助金の要件である1年以上耕作したのち中間管理機構に貸し出すことができないため、使用貸借契約を解除して後継者に所有権移転されるものです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計3,369㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者がいないため、農業経営の縮小と負担軽減を図る」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アールあたり500,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外7筆で、地目は登記簿・現況とも田が6筆、登記簿・原野、現況・田が2筆です。面積は合計8,739㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇、同一世帯の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外9筆、地目は登記簿・現況とも田が6筆、登記簿・現況とも畑が4筆、面積は合計6,255㎡です。権利の種別は3条の使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しているため、返還を受けた農地を再度後継者へ貸し付ける」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する」ということです。賃借料は無償で、確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田で、面積は合計3,725㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん外3名の共有名義で、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は親戚ということで無償、確認は〇〇</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>委員です。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△外8筆、地目は登記簿・現況とも田が7筆、登記簿・現況とも畑が2筆で、面積は合計7,031㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は分家ということで無償、確認は〇〇委員です。</p> <p>本件のうち〇〇町〇〇△△-△番地は平成19年に墓地としての転用許可申請が出され許可がでています。墓地を建立された後、管理者が不在になるということでお寺に墓地を移され現状、畑に戻っています。この部分については県にたいして許可の取消願が提出され、県から許可を取り消す旨、通知されたものです。</p> <p>以上、7件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p>
	<p>「議第46号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第46号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第47号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページをご覧ください。「議第47号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・雑種地、面積は1,713㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的はグランドゴルフ場です。転用の理由は、グランドゴルフ場を造成し、地域住民及び高齢者の親睦と健康増進の場として利用したいとのことです。始末書が提出されており、平成26年11月に事前着手してしまったということです。農用地区域外で、確認は1,000㎡を超えるため、〇〇委員と△△委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は合計19.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転する」ということです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は合計247㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん・△△△△さんの共有名義、転用目的は宅地の拡張です。転用理由は、「申請地を造成し、自宅の宅地を拡張したい」とのことです。始末書が提出されており、昭和60年に庭に整備し以来利用してきたとのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・宅地、面積は合計10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「申請地を転用し、墓地を設置したい」とのことです。始末書が提出されており、平成17年6月に造成し、宅地の一部として利用してきたとのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は10㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「現在の墓地は急峻な山中にあり、今後の維持管理が困難である</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・畑、面積は合計960㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は事業用地で、太陽光発電パネル192枚326㎡を設置されます。転用理由は「太陽光発電システムを設置するために転用したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は673㎡のうち132㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で、駐車区画8台分を整備されます。転用の理由は「貸駐車場として利用したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿・現況とも畑、面積は9.58㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「現在の墓地は高低差のある山の中にあるため、自宅裏にある畑に移したい」とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号9番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、登記簿・現況とも畑、面積は合計25㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で墓碑1棟を建築されます。転用の理由は「現在の墓地は山の中腹にあり、参道も一部崩壊し危険なため申請地に移転したい」とのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号10番、〇〇町〇〇△△-△、登記簿・田、現況・宅地、面積は134㎡です。申請人は〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の拡張で納屋1棟10.33㎡を建築されます。転用の理由は「納屋を建築し、庭を広げたい」とのことです。始末書が提出されており、「昭和58年より納屋を建築し、庭を拡張して利用してきた」とのことです。平成26年11月21日に農用地除外事前了承が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上、10件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
20番	<p>申請番号1番についてです。事務局から説明があったとおりです。茶畑として利用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
20番	<p>されていましたが、既に竹が生えてひどい状況になっています。所有者の□□さんは管理ができないということで、〇〇交流センターの地域振興委員の方に話されたようです。地域振興委員の皆さん方が農地法もわからないなかで、勝手に事前着工されました。今後の維持管理は、地域振興委員やグランドゴルフ愛好者でされます。地域振興委員のみさんは認識不足で迷惑をかけて申し訳ないとお詫びしておられます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
23番	<p>申請番号1番について補足です。申請地は△△公園に隣接しています。△△公園を愛する会がありまして、定期的に公園を管理しておられます。先ほど20番委員から説明がありましたように、茶畑が耕作されていなく荒れている状況でした。公園の管理上、また、景観上からも何とかありませんでしょうかという話が伝わっていたところです。このたび、整備されることはありがたいと聞いております。管理については、20番委員から説明のあったとおりです。事前着工は許しがたい問題ではございますけれども、ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>次に、申請番号3番についてです。先代が昭和60年に申請地を造成し整備された時に、庭としても整備されたようです。住宅敷地として畑から地目変更していると認識されていたようです。最近、この土地一帯の地籍図を見られる機会があつて、地目的に畑のままであることが判明しまして手続きされました。今後は法令を遵守しますとの内容の始末書を添付の上申請された案件です。これにつきましてもご審議よろしくをお願いします。</p>
9番	<p>申請番号4番についてです。申請者のお父さんが、昨年亡くなられてまして、墓地をつくれるということで出た案件です。お父さんが初代で隣の本家から分家して出られました。その際に、畑、宅地と田をもらって出られたそうです。今回お父さんの墓地をつくるために家族で検討された結果、これ以上本家をお願いすることはできないということで申請地に整備することにされました。この土地は家の隣接地の畑でありまして、平成17年の6月頃に申請者のお父さんが、申請地の△△・△にパイプ車庫を建てて軽トラック1台と若干の農機具を入れておられた所です。今回、そこへ墓地をつくりたいということで申請しておられます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
25番	<p>申請番号10番についてです。事務局から説明がありましたとおり、昭和58年に納屋を建築し庭を拡張して利用してこられました。図面の73ページの下の写真をご覧ください。手前の左側がはみ出ていました。図面の72ページの斜線部分が畑にかかっていました。今回庭を広げるに際しわかった次第です。境界を十分確認せずに建物を建ててしまい大変申し訳なかったとのことです。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第47号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第47号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第48号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページをご覧ください。「議第48号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況雑種地、面積は38.20㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は貸駐車場を建設されます。転用理由は、「駐車場敷地として整備する」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成26年4月に造成し利用してきた」ということです。農用地区域外で土地代は無償、確認は〇〇委員です。農地区分はJR△△駅が概ね300メートル以内にあるため、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。先ほどの3条の申請番号1番に係る案件です。図面の78ページをご覧ください。昨年2月に許可がありました〇〇町の葬祭会館の駐車場の案件でして、田と駐車場の境が真っ直ぐになっています。76ページをご覧くださいますと、土地の形は真っ直ぐでなく不整形になっていますので、お互いにはみ出た部分を交換されたということです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況山林、面積は442㎡で</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>す。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は植林で、杉 130 本を植林されます。転用理由は、「植林地として利用したい」ということです。始末書が提出されておまして、「昭和 40 年より植林して利用してきた」ということです。平成 26 年 11 月 21 日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は 10 アール当り 113,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況宅地、面積は 120 m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は車庫及び駐車場で、車庫 1 棟 30 m²、駐車区画 2 台分を建設されます。転用理由は、「現在車庫がなく不便なため、申請地に車庫を建築し、又来客用駐車場を設ける」ということです。始末書が提出されておまして、「平成 26 年 7 月から車庫及び駐車場として利用してきた」ということです。平成 26 年 11 月 21 日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は 10 アール当り 100,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの 2 番と同じであります。</p> <p>以上 3 件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
9 番	<p>申請番号 1 番についてです。事務局からの説明のとおり、JA が葬儀場を譲り受ける際に、駐車場が狭いため土地を求めて整備されます。始末書が出ておまして、建設工事を業者が事前着工された案件です。大変申し訳なかったと詫びておられます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
17 番	<p>申請番号 2 番についてです。事務局から説明があったとおりでして、登記簿上畑ではありますが昭和 40 年頃より植林し利用してこられました。当時農地法の認識不足により畑でありながら植林をして利用してきたということで大変申し訳なかったとお詫びしておられます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
28 番	<p>申請番号 3 番についてです。一昨年、本人は農地法のことをわからず畑に車庫を建築するための基礎工事等を行っておられました。指導し工事を止めてもらい、農地除外申請をされました。農用地除外の事前了承が出ましたので、このたび転用申請書を始末書付きで出されました。大変申し訳なかったとお詫びしておられます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
1 4 番	<p>申請番号 2 番についてです。どういういきさつで、今回の申請に至ったのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲渡し人が〇〇市に住んでおられまして、この山になった農地を手放したいということで非農地にならないのか相談がありました。植林をしているということで、転用の申請を出していただいたところです。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
1 6 番	<p>始末書が毎回出てきます。農地パトロール等により何十年も前の案件が出てくるのは、考え方によってはいい方だと思って処理していかねばいけないような気がしています。ただ、始末書が最近の案件もありますので、始末書を付ければいいのかということにならないように気をつけないといけないと思います。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 4 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 4 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「第 4 9 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	て」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書24ページ「議第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は大東町4件、加茂町13件、三刀屋町4件、吉田町2件、掛合町3件の計26件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号23番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	最初に議事参与の制限に係る案件である申請番号23番を除く案件についてご審議をいただきます。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。大東町よりお願いします。
9 番	大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6 番	加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
28 番	三刀屋町ですが、申請番号23番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
18 番	吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
33 番	掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号23番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって「議第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号23番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議 長	次に、議事参与の制限に係る申請番号23番の案件についてのみ審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、32番〇〇委員にはご退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号23番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表していただきます。
28番	三刀屋町ですが、申請番号23番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号23番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号23番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	それでは次に、「議第50号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。国土調査課より説明を求めます。
国土調査課	<p>国土調査課の昌子です。よろしく申し上げます。</p> <p>議案書の37ページからご覧ください。「議第50号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」です。</p> <p>最初に地籍調査の概要について説明します。資料1をご覧ください。雲南市の地籍調査の実施状況についてですが、現在地籍調査を実施しているのが大東町と三刀屋町です。大東町の進捗率は約82%、三刀屋町約49%となっています。雲南市全体の進捗率は87%となっています。資料1の裏面に本日お諮りいただく調査地区3地区の位置を管内図の図面に掲載しておりますのでご確認ください。詳細につきましては、各地区担当がご説明します。</p> <p>国土調査課の加藤です。続きまして、刈畑5工区についてです。場所は図面の88ページでございます。それでは議案書の38ページをご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が133筆で、畑が108筆です。調査の結果、田</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	<p>につきましては宅地が 3 筆、 山林が 37 筆、原野が 42 筆、雑種地が 2 筆、墓地が 2 筆、小計 86 筆になりました。畑につきましては、宅地が 3 筆、山林が 57 筆、原野が 22 筆、小計 82 筆となりました。合計調査前 241 筆が、調査後に 168 筆となりました。2 番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は 133 筆が、調査後に 30 筆。また、調査前の畑の筆は 108 筆が、調査後に 29 筆となっております。地目別筆数面積変動表等調書をご覧ください。</p> <p>国土調査課の蘆田です。続きまして、小河内 1 工区についてです。場所は図面の 89 ページでございます。先ほど説明しました刈畑 5 工区の北側です。それでは議案書の 40 ページをご覧ください。1 番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が 89 筆で、畑が 192 筆です。調査の結果、田につきましては、宅地が 5 筆、山林が 10 筆、原野が 32 筆、雑種地が 11 筆、公衆用道路が 1 筆、小計 59 筆になりました。畑につきましては、宅地が 7 筆、山林が 55 筆、原野が 87 筆、雑種地が 16 筆、公衆用道路が 4 筆、 墓地が 5 筆、小計 174 筆となりました。合計調査前 281 筆が、調査後に 231 筆となりました。2 番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は 89 筆が、調査後に 29 筆。 また、調査前の畑の筆は 192 筆が、調査後に 37 筆となっております。地目別筆数面積変動表等調 書をご覧ください。</p> <p>続きまして、殿河内 3 工区についてです。場所は図面の 90 ページでございます。それでは議案書の 42 ページをご覧ください。三刀屋町につきましては、昭和 50 年代に農地の調査を行いました。残りした山林、原野について調査を進めております。1 番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が 57 筆で、畑が 74 筆です。調査の結果、田につきましては 山林が 51 筆、原野が 1 筆、小計 52 筆になりました。畑につきましては、山林が 68 筆、原野が 1 筆、公衆用道路が 1 筆、小計 70 筆となりました。合計調査前 128 筆が、調査後に 122 筆となりました。2 番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は 57 筆が、調査後に 0 筆。また、調査前の畑の筆は 74 筆が、調査後に 2 筆となっております。地目別筆数面積変動 表等調書はご覧ください。</p> <p>面積につきましては、全体的に面積は減っております。これは、実測に伴います面積の変動及び地目が山地化、原野化している部分がありますので減少しております。</p>
議 長	<p>ただ今国土調査課から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
16 番	<p>地籍調査は農地の現況でおさえられますか。田や畑が現況で非農地であった場合は、農地から外されるということでしょうか。また、再調査をしてもらうといいのですがどうでしょうか。</p>
国土調査課	<p>おっしゃるとおり地籍調査では現況でおさえます。現況で田が山林、畑が山林になっていればそれでおさえます。再調査については、平成 24 年 12 月の農業委員会総会で再調査ができないのか質問がございまして回答したところですが、一度調査した</p>

発信者	議 事 録 要 旨
国土調査課	地区については補助金も受けておりできないのが原則です。全国の調査が全部終わった後、2回目があるかもしれませんが50年とかそれ以上かかるかと思込まれます。
16番	農業委員会としては地目を変えるときは手続きを取らないといけませんが、それがなされていないからこういう地籍調査になるということですか。つまり、地籍調査があるから手続きをせずに投げておいたということですか。
国土調査課	地籍調査は法律に基づいて進めますが、今回のようにきちんと整理を図った意見具申を行うことによってできるという手順に沿って進めております。調査で現地に入りますと、谷あいの農地は荒廃が進んでいます。人口の流失、世帯が減っていく中でこうなったという印象を受けておられて、故意に放置し手続きを漏らしておられたという印象を受けるものはあまりございませんでした。
16番	刈畑5工区で公衆用道路が減っているのはなぜですか。
国土調査課	法務局に備え付けてある切り図をもとに調査を行っております。調査前の筆数等はこの切り図をもとにしております。道路改良や買収等が行われた際に、切り図の整理として法務局で分割のかかったもの等を変更され切り図上としてどんどん増えたということがございます。今回の刈畑5工区の調査では、調査後について認定道路として取り込んでしまいますので公衆用道路としては減ってしまったということですが、ただ、認定道路に取り込むことができない筆も残りますので、その関係で刈畑5工区では2筆が公衆用道路として残ったということになります。
14番	38ページの刈畑5工区の表を見ていますと、田、畑が実際どう変わったかという山林、原野だと思えますが、山林と原野の判断について、国土調査課ではどういう見方で分けておいでになるのか説明いただければお願いします。
国土調査課	耕土調査のやり方、準則がありまして、それに沿って行っております。山林と原野の違いは、同じように農地に木が生えた状態になった時に、雑木より小さい3メートル未満の藪になっている灌木は原野です。但し、農地に戻せる状態のものは原野にも山林にもなりません。山林は、植林してあっても自然林であっても3メートル以上の肥培管理をしない木が生えたところを山林で取るということが決まっています。
14番	木の立っている密度は関係ないですか。見た感じということですか。山に近い畑が非農地化しているのがどんどん増えてきています。その際にどういう判断するのか、見立ての基準があればと思って聞きました。農地法は国土調査とは別だと思えますけど眺める物差しにはなるのかなと思ったところです。
国土調査課	密度は、程度の判断はありますが、基本的に一反の農地に大きい杉が10本位あったら山林になるかと思えます。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。「議第50号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第50号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)平成26年度農業委員会忘年会の精算について</p> <p>(2)稲作農業の体質強化緊急対策事業について</p> <p>(3)平成27年産米の生産調整について</p> <p>(4)平成26年度農地利用状況調査に係る補助対象農地について</p> <p>(5)農地パトロール（遊休農地解消）実践研修会の開催について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員
